

● 加算別 LIFE 情報提出等のまとめ : 北海道介護福祉道場あかい花 代表 菊地 雅洋

対象加算	提出頻度	提出情報	フィードバック活用様式
科学的介護推進体制加算 (通所・居住・多機能サービス)	初回のほか6月に1回  令和3年度における猶予期間あり※欄外参照	別紙様式1(科学的介護推進に関する評価(通所・居住サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。）」	各事業所のサービス計画書
科学的介護推進体制加算 (特養)	初回のほか6月に1回 及び利用終了月  令和3年度における猶予期間あり※欄外参照	加算(I) 別紙様式2(科学的介護推進に関する評価(施設サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。）」 加算(II) 上記に加え、「総論(既往歴及び同居家族等に限る。）」	施設サービス計画書
科学的介護推進体制加算 (老健・介護医療院)	初回のほか6月に1回 及び利用終了月  令和3年度における猶予期間あり※欄外参照	加算(I) 別紙様式2(科学的介護推進に関する評価(施設サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。）」 加算(II) 上記に加え、「総論(既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。）」	施設サービス計画書
個別機能訓練加算(II) (特養・特定施設・通所介護)	計画作成及び変更時ほか 少なくとも3月に1回	別紙様式3-2(生活機能チェックシート)にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに別紙様式3にある「作成日」、「前回作成日」、「初回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過(病名及び合併疾患・コントロール状態に限る。）」、「個別機能訓練の目標」及び「個別機能訓練項目(プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る。）」	個別機能訓練計画書

<p><b>ADL維持等加算</b> (特養・特定施設・通所介護)</p>	<p>評価対象利用開始月 及び評価対象利用開始月の 翌月から起算して6月目の 月の翌月10日まで</p>	<p>ADL値(厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第16号の2イ(2)のADL値をいう。)</p>	<p>個別機能訓練計画書</p>
<p><b>リハビリテーションマネジメント 加算(A)ロ及び(B)ロ</b> (訪問リハ・通所リハ)</p>	<p>計画作成及び変更時ほか 少なくとも3月に1回</p>	<p>別紙様式2-2-1及び2-2-2(リハビリテーション計画書)にある「計画作成日」、「担当職種」、「健康状態、経過(原因疾病及び合併疾患・コントロール状態に限る。）」、「日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動(基本動作、活動範囲など)」、「活動(ADL)」、「リハビリテーションの短期目標今後3ヶ月)」、「リハビリテーションの長期目標」、「リハビリテーションの終了目安」、「社会参加の状況」、「活動(IADL)」及び「リハビリテーションサービス(目標、担当職種、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。）」</p>	<p>リハビリテーション計画書</p>
<p><b>リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算</b> (老健) 並びに <b>理学療法、作業療法及び言語聴覚 療法に係る加算</b> (介護医療院)</p>	<p>計画作成及び変更時ほか 少なくとも3月に1回</p>	<p>別紙様式2-2-1及び2-2-2(リハビリテーション計画書)にある「計画作成日」、「担当職種」、「健康状態、経過(原因疾病及び合併疾患・コントロール状態に限る。）」、「日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動(基本動作、活動範囲など)」、「活動(ADL)」、「リハビリテーションの短期目標(今後3ヶ月)」、「リハビリテーションの長期目標」、「リハビリテーションの終了目安」、「社会参加の状況」、及び「リハビリテーションサービス(目標、担当職種、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。）」</p>	<p>リハビリテーション計画書</p>
<p><b>褥瘡マネジメント加算</b> (特養・老健・看護小多機)</p>	<p>初回のほか 評価月の翌月10日まで (少なくとも3月に1回)</p> <p>令和3年度における猶予期 間あり※欄外参照</p>	<p>別紙様式5(褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」</p> <p>※褥瘡がある利用者等については、同様式にある「褥瘡の状態の評価」に係る情報も提出</p>	<p>褥瘡ケア計画書</p>

褥瘡対策指導管理(Ⅱ) (介護医療院)	初回のほか 少なくとも3月に1回 (リスク評価月)	別添様式3(褥瘡対策に関する診療計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」	褥瘡対策に関する 診療計画書
排せつ支援加算 (特養・老健・介護医療院 看護小多機)	初回のほか 評価月の翌月10日まで  令和3年度における猶予期 間あり※欄外参照	別紙様式6(排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「排せつの状態及び今後の見込み」、「排せつの状態に関する支援の必要性」	排せつ支援計画書
自立支援促進加算 (特養・老健・介護医療院)	初回のほか 少なくとも3月に1回 (評価月)	別紙様式7(自立支援促進に関する評価・支援計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「現状の評価と支援計画実施による改善の可能性」及び「支援実績」	自立支援計画書
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅱ) (老健)	入所月・処方変更月のほか 少なくとも3月に1回 及び退所月	(入所期間が3月以上であると見込まれる入所者) 入所月及び少なくとも3月に1回及び退所月は、「傷病名」及び「処方薬剤名」。処方変更月はそれに加えて別紙様式9(薬剤変更等に係る情報提供書)にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」  (令和3年3月31日以前に入所した者) 当該者に係る施設入所時の「傷病名」及び「処方薬剤名」の情報及び施設入所日以降令和3年3月31日までの間に処方内容の変更があった場合は「傷病名」及び「処方薬剤名」並びに「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」を、令和3年5月10日までに提出	施設サービス計画書
薬剤管理指導の注2の加算 (介護医療院)	初回及び処方変更月のほか 少なくとも3月に1回	紹介および少なくとも3月に1回の場合は、「傷病名」及び「処方薬剤名」。処方変更月はそれに加えて、別紙様式9(薬剤変更等に係る情報提供書)にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」	施設サービス計画書
栄養マネジメント強化加算	計画作成及び変更時ほか	別紙様式4-1(栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・	栄養ケア計画書

(特養・老健・介護医療院)	少なくとも3月に1回  令和3年度における猶予期間あり※欄外参照	モニタリング(施設)(様式例)にある「実施日」、「低栄養状態のリスクレベル」、「低栄養状態のリスク(状況)」、「食生活状況等」、「多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)」、「総合評価」及び「計画変更」  ※経口維持加算(I)又は(II)を算定している入所者については、それに加え、同様式にある「摂食・嚥下の課題」、「食事の観察」及び「多職種会議」	
栄養アセスメント加算 (通所介護・通所リハ 看護小多機)	初回のほか 少なくとも3月に1回 (アセスメント月)	別紙様式5-1(栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング(通所・居宅)(様式例))にある「実施日」「低栄養状態のリスクレベル」「低栄養状態のリスク(状況)」「食生活状況等」「多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)」及び「総合評価」	利用者の状態に応じた 栄養管理に反映 (各事業所のサービス計画 書)
口腔衛生管理加算(II) (特養・老健・介護医療院)	計画作成及び変更時ほか 少なくとも3月に1回	別紙様式1(口腔衛生管理加算 様式(実施計画))にある「要介護度・病名等」、「かかりつけ歯科医」、「入れ歯の使用」、「食形態」、「誤嚥性肺炎の発症・罹患」、「口腔に関する問題点(スクリーニング)」、「口腔衛生の管理内容(アセスメント)(実施目標、実施内容及び実施頻度に限る。)」及び「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」	口腔衛生実施計画書
口腔機能向上加算(II) (通所介護・通所リハ 看護小多機)	計画作成及び変更時ほか 少なくとも3月に1回	別紙様式8(口腔機能向上サービスに関する計画書(様式例))にある「かかりつけ歯科医」、「入れ歯の使用」、「食形態等」、「誤嚥性肺炎の発症・罹患」、「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、「口腔機能改善管理計画」及び「実施記録」	口腔機能向上計画書

※ 猶予期間 科学的介護推進体制加算→令和3年4月から同年9月末日までに本加算の算定を開始する場合は、算定を開始しようとする月の5月後の月  
令和3年10月から令和4年2月末日までの間に本加算の算定を開始する場合は、令和4年3月

褥瘡マネジメント加算・排せつ支援加算・栄養マネジメント強化加算→令和4年4月10日

5/10までに情報提出が必要なすべての加算も、令和3年4月～6月算定に限っての救済措置があります。詳しくは、<https://www.roken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/vol.973-1.pdf> を参照してください。

※ 当資料に関する問い合わせは、公式サイト <https://www.akai-hana.jp/> に掲載されている連絡先までお願いいたします。